

○小美玉市補助金等審議会設置要綱

平成20年 8 月 4 日

訓令第25号

改正 平成25年 3 月28日訓令第14号

平成30年 4 月 1 日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、小美玉市補助金等審議会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小美玉市補助金等検討委員会の最終答申に基づき、小美玉市が交付する補助金等について、客観的な意見や助言を得て、適正で効果的な財政運営を推進するため、小美玉市補助金等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 審議会は、補助金等について次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 補助事業等の評価及び選定に関すること。
- (2) その他補助金等に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する提言が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月4日から施行する。

附 則(平成25年訓令第14号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第10号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。